

一般の読み方として認められる振り仮名について

氏名のフリガナについては、「氏名として用いられる文字の読み方として一般に認められているものでなければならない」との規律が設けられました。

■一般の読み方として認められる読み方の例

(1) 音読みまたは訓読みの一部を当てたもの

部分音訓の例(太字は音訓の一部):

心愛(ココ・**ア**)、桜良(**サ**・ラ)

(2) 漢字からなる単語に、熟字単位で訓読み(訓)を当てたもの

熟字訓及びそれに準ずるものの例:

飛鳥(アスカ)、海老(エビ)、乙女(オトメ)、五月(サツキ)、清水(シミズ)、
伊達(ダテ)、常盤(トキワ)、日向(ヒナタ)、日和(ヒヨリ)、吹雪(フブキ)、
紅葉(モミジ)、弥生(ヤヨイ)、百合(ユリ)

(3) 直接読まないもの

置き字の例(太字は置き字):

美空(ソラ)、**彩**夢(ユメ)

■一般の読み方とは認められない読み方

出生届に記載された「子の名のフリガナ」について、次に該当すると法務省により判断された場合、市区町村では出生した子を戸籍に記載することができません。戸籍に記載するためには、名のフリガナを一般の読み方として認められる振り仮名に修正していただく必要があります。

【社会を混乱させるもの】

(1) 漢字の意味や読み方との関連性をおよそ又は全く認めることができない読み方 例:太郎をジョージ、マイケル

(2) 漢字に対応するものに加え、これと明らかに異なる別の単語を付加し、漢字との関連性をおよそ又は全く認めることができない読み方を含む読み方 例:健をケンイチロウ、ケンサマ

(3) 漢字の持つ意味とは反対の意味による読み方 例:高をヒクシ

(4) 漢字の持つ意味や読み方からすると、別人と誤解されたり読み違い(書き違い)と誤解されたりする読み方 例:太郎をジロウ

【社会通念上相当とはいえないもの】

(1) 差別的・卑わい・反社会的な読み方など